

森林土木工事の「競争参加資格確認申請書」及び総合評価落札方式における「技術提案書」の提出にあつては、次のチェックリストを参考にしてください。

競争参加資格確認申請書等作成時のチェックリスト

競争参加資格確認申請書等は公告日に対応した最新版ですか。

○競争参加資格申請書等は、年度途中において改訂等を行うことがあるので公告日に対応した最新版により作成し提出して下さい。改訂等あればその都度ホームページに掲載します。

○「ホームページ> 公売・入札情報> 契約約款・仕様書・入札者注意書・申請書等」

電子入札システムによる送信手続きをしましたか。

○電子入札システムによる申請で、競争参加資格確認申請書等の合計ファイル容量が3MBを越える場合は、郵送等(配達証明のできるものに限る)、電子メール(送信容量は7MB以内とする。)または持参により提出(電子入札システムとの分割は認めない)して下さい。但し、次の内容を記載した書面(様式自由)を電子入札システムにより、技術提案書等(価格競争入札対象工事は申請書等)として送信する手続きが必要です。

電子メールの提出先: shikoku.shinsei@maff.go.jp

- ① 郵送等、電子メールまたは持参する旨の表示
- ② 郵送等、電子メールまたは持参する書類の目録
- ③ 郵送等、電子メールまたは持参する書類のページ数
- ④ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

○電子メール又は郵送、持参により提出する場合、電子入札システムにより上記①②③④の送信手続きはしましたか。(5ページその他1参照)

【郵送、持参する場合は、四国森林管理局総務企画部専門官(契約適正化)宛て、(価格競争入札対象工事)にあつては、対象工事の発注者)宛て提出期間最終日必着で提出して下さい。】

紙入札で入札に参加しようとする場合、発注者の承諾を得ましたか。

○電子入札対象案件であっても、次の事由に該当し発注者の承諾を得た場合には、電子入札によらないで紙入札で入札に参加できます。

入札参加者側にやむを得ない事由があると認められる場合

- ・電子証明書(ICカード)が失効、閉塞、破損等で使用不可能となり、再申請(準備)中の場合等
- ・代表者等の変更に伴う変更申請中の場合
- ・電子入札導入の準備を行っているが、間に合わなかった場合

○競争参加資格確認申請書等の提出は、事前に承諾を得た承諾書を添付して、郵送等(配達証明のできるものに限る)または持参により提出することになります。

○紙入札方式参加承諾願様式は、「ホームページ> 公売・入札情報(入札・調達に関する注意)> 電子入札システム運用基準」(8頁)をご覧ください。

○紙入札方式により提出する場合、競争参加資格確認申請書(別記様式1)、工事競争参加資格確認資料(表紙1)、技術提案書(表紙2)には押印して下さい。

競争参加資格確認「申請書」(別記様式1)と「資料」(表紙1、別記様式2~3)及び「技術提案書」(表紙2、別記様式4~12、技術提案一部省略の工事は別記様式6~12、)は全て作成しましたか。価格競争入札は技術提案書の作成不要です。

技術提案書表紙に記載されている提出が必要な書類は全て添付しましたか。

○電子入札システム申請書画面の添付フィールドに「申請書」、「資料」、「技術提案書」をそれぞれに添付し提出願います。価格競争入札は技術提案書の提出不要です。

「申請書」「資料」「技術提案書」は、個別に作成し、それぞれに通し番号を付して下さい。(例:総ページ数(資料含む)が12ページで個のページが3ページの場合[3/12]とする。)

○郵送又は持参による場合も同様に作成し提出して下さい。

(別記様式1、表紙1、表紙2)競争参加資格確認申請書等

競争参加資格確認申請書等の申請先は発注者宛となっておりますか。

○競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料、技術提案書の申請先は、入札公告に記載された発注者名を記載して下さい。

・局発注は、支出負担行為担当官 四国森林管理局局長宛て、署(所)発注は、分任支出負担行為担当官 ○○森林管理署長(森林管理事務所長)宛てとなります。

(別記様式2)同種工事の施工実績

入札説明書等に示された対象期間の同種工事ですか。(共同企業体の構成員としての経験は、出費比率が20%以上の場合に限る)

同種工事の施工実績が確認できる資料及び工事成績評価通知書の写し(成績評価された工事の場合)を添付しましたか。(入札説明書6.(3))

○同種工事として、治山工事に治山事業以外の実績、林道工事に国道、県道、市町村道等の実績を添付していませんか。(同種工事とは、発注者が入札説明書等に定義した工事とする。なお、施工実績は、最終契約金額500万円以上の工事に限る。)

○同種工事の施工実績に係る契約書の写しについては、当該工事が、工事実績情報サービス(以下「CORINS」という。)に登録(竣工登録の実績とする)されており、その内容(工種等)が同種工事の施工実績として確認できる場合には、CORINSを提出し、契約書の写しを提出する必要はありません。CORINSの登録なき工事等で工事内容が確認できない工事については、契約書等の当該工事の内容(競争参加資格確認資料(別記様式2)工事概要の規模欄に記載した数量等)を証明できる書類を添付して下さい。(入札説明書6.(3).③)

なお、競争参加資格確認資料(別記様式2)と(別記様式3)の工事が同一である場合は、どちらか一方に添付(工事成績評価書含む)して下さい。

○CORINSについて、判読が困難となる場合があるので縮小版での提出は不可とします。

(別記様式3)配置予定技術者の状況

配置予定技術者の工事経験は、入札説明書等に示めされた対象期間の同種工事ですか。(共同企業体の構成員としての経験は、出費比率が20%以上の場合に限る)

配置予定技術者が、現場代理人、監理(主任)技術者等として経験した工事が確認できる資料及び工事成績評価通知書の写し(成績評価された工事の場合)及び資格証等の写しは添付しましたか。(入札説明書6.(3))

申請時において従事している工事はありますか。

本店、営業所等の専任技術者と配置予定技術者が兼務となっていませんか。(本店、営業所等の専任技術者と配置予定技術者は原則兼務不可。)

○同種工事として、治山工事に治山事業以外の実績、林道工事に国道、県道、市町村道等の実績を添付していませんか。(同種工事とは、発注者が入札説明書等に定義した工事とする。なお、施工実績は、最終契約金額500万円以上の工事に限る。)

○配置予定技術者の同種工事の従事実績に係る契約書の写しについては、当該工事が、CORINSに登録されており、その内容(工事概要及び工種別数量等)が同種工事への従事実績として確認できる場合には、CORINSを提出し、契約書の写しを提出する必要はありません。CORINSの登録なき工事等で工事内容が確認できない工事については、契約書等の当該工事の内容(競争参加資格確認資料(別記様式3)工事経験等の概要の工事内容欄に記載した数量等)を証明できる書類を添付して下さい。(入札説明書6.(3).③)

○資格証等の写しを添付しましたか。(別記様式3)備考欄を参照のこと)

○配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係(3ヶ月以上)が明確に判断できる書類を添付すること。(監理技術者資格証(写)又は健康保険被保険者証(写)等)

○申請時において、他の従事工事(国・県・市町村・民間等全て)がある場合、専任、非専任に関わらず記載すること。また、本工事を受注した場合の対応措置を、従事案件における発注者の意向等を踏まえ、明確に記載して下さい。(入札説明書6.(3).②)

※CORINSに登録された工事内容(工種及び構築物の数量等)により、別記様式2の工事概要及び別記様式3の工事内容に記載した工事の工種・数量等が同種工事として確認できる場合は、契約書(変更契約含む)の添付は不要です。

技術提案書等作成時のチェックリスト

(別記様式4-1. 4-2. 4-3. 5) 施工上の考慮事項【技術提案一部省略】の工事は提出不要です。

- 施工計画(別記様式4-1. 4-2. 4-3. 5)の記載もれはありませんか。
- 発注者指定の施工上の課題に係わる技術提案は、課題と整合してますか。
- 工程表の工種・数量に誤記載はありませんか。施工工程は適切に記載されてますか。

○施工上の課題に係わる技術的所見の作成においては、標準案(法令・仕様書・設計図書等)をベースに工事の効果(工事全体に係る労働安全の確保・工事の質の向上・工期の短縮)を高めるための方策及び工夫・新技術の導入等を具体的に記載して下さい。標準案と技術提案を列記し、標準案との相違点、ねらい(目的、得られる効果)等が判読できるように記載すること。
 【提案の有無、標準案との相違点等が不明なものは評価の対象となりません。】

記載例(標準案・技術提案 列記)	
項目	②安全対策等
安全対策の実施手順・安全対策等	○○災害の防止について [標準案] ○○災害の防止について、労働安全衛生規則○条に基づき□□を設置します。 [技術提案] □□に不具合があった場合等を考慮して●●を追加設置、二重の安全対策を講じ○○災害の防止に努めます。
項目	施工上の課題 【コンクリートの○○○○○○対策について】
【○○について】	[標準案] コンクリートの○○○○○○を防止するには、温度降下を緩やかにすることが基本であり、標準仕様書第○条に基づき養生する。 [技術提案] 脱型後の側面を●●●の良い●●●【NETIS番号(新技術等使用の場合)】で覆い(効果については、別添資料のとおり)、養生期間をできるだけ長くとり、穏やかに●●●温度を外気温に近づける施工を行います。

○技術提案にあつては、その意図・目的および効果等が分かるように記載して下さい。
 「□□を設置する。」「□□(NETIS番号)を使用します。」「□□□を実施します。」等のみで意図・目的及び効果等の記載のない提案等は評価の対象としません。
 (効果等を示す資料がある場合は必ず添付して下さい。)

○様式5(工程表)は、設計図書及び施工箇所に即した整合性のとれた工程となっておりますか。

○工程表において、切土・盛土・残土処理及び一体で施工する工種等、工種毎に分けて工程表を作成することが合理的でないものについては、統合して記載しても差し支えない。
 (例:切土類 → 切土工(m3)・RC横断溝 + 袖コンクリート → 横断排水施設(一式)、等)

○工程管理に係る技術的所見は記載しましたか。なお、工期の短縮を見込む場合、工程管理に係る提案がある場合は、短縮日数及び工期短縮、工程管理等のために施工工夫・方法を記載して下さい。

○技術提案書等の提出がない場合(必要書類の提出不足等を含む)又は技術提案書等の記載内容が適正と認められない(記載なし含む)場合は入札に参加できません。(入札説明書6.(6))

○技術提案にあつては仕様書・各様式の備考欄の※書き等を再確認のうえ記載して下さい。

(別記様式6) 過去2年間の管内の直轄工事成績

- 指定された期間(前年度より過去2年間)の四国森林管理局管内森林土木工事ですか。

○様式6に記載した評定点を証明する工事成績評定通知書の写しを添付して下さい。

○局総務企画部専門官(契約適正化)より過去2年間の管内の直轄工事成績の確認書が送付された者(過去2年間の直轄工事成績が1件のみの者を除く)については、同確認書(写)の添付をもって別記様式6の提出に代えることができます(様式6の提出は不用です。)

(別記様式7) 低入札価格調査対象工事の有無等について

指定された期間(前年度より過去2年間「過去2年間とは、完成引渡しをした年度です」)に低入札価格調査を受けた完成工事はありませんか。「有」の場合、具体的な項目等の記載はしましたか。

○低入札価格調査対象工事が「有」で、欠格が「無」の場合は、当該工事の成績評定通知書の写しを添付して下さい。

(別記様式8) 過去10年間の管内の直轄工事優良工事表彰表彰

指定された期間(前年度より過去10年間)の四国森林管理局管内の森林土木工事の表彰ですか。(表彰状記載のコンクール実施年度を確認する)

表彰状の写しは添付しましたか。(農林水産大臣・林野庁長官・四国森林管理局長表彰が対象、表彰状の写しの添付がない場合、評価の対象としません。)

○大臣表彰、長官表彰、局長表彰の順に代表的な表彰を1件記載する。なお、大臣表彰、長官表彰がなく、局長表彰を3回以上受賞している場合は、**局長**表彰の3件を記載して下さい。

(別記様式9) 配置予定技術者の保有する資格

継続教育CPD・CPDSの取組状況は前年度の履歴ですか。

継続教育の取組状況を確認できる資料は添付しましたか。

○学習履歴を証明する証明書の写しは前年度(申請直近1年間ではありません)の証明が必要です。前年度の学習履歴が確認できない証明は無効となります。

○配置予定技術者の保有資格を確認できる資格書等の写しを添付して下さい。
(別記様式9には、健康保険被保険者証(写)の添付は不要です。)

○法令による資格・免許覧の技術士について

技術士とは、技術士法による第二次試験のうち、技術部門を森林土木(選択科目を「森林土木」に限る。)建設部門又は農業部門(選択科目を「農業土木」に限る。)又は総合技術部門(選択科目を「建設」、「農業-農業土木」又は「林業-森林土木」とするものに限る。)の資格を有する者であるので、技術士の記載覧には同資格の保有者のみ記載して下さい。

(別記様式10) 過去5年間の災害協定等に基づく活動

指定された期間(前年度より過去5年間)の活動ですか。

四国森林管理局及び他の行政機関(国(地方整備局等)・県・市町村)と国有林又は国有林以外をフィールドとし、災害発生時における支援活動等に関する協定を締結し又は協定を締結している団体に所属し、かつ、協定に基づく活動(平成28年4月1日以降の発注工事より、**国有林防災ボランティア制度に関する協定書による活動(講習会、現地研修会の実績は除く)**)とします。

「国有林以外においては、山地・河川又は道路等の公共土木施設の災害発生時の支援活動等とします。」

協定書及び活動実績を証明する証明書等の写しは添付しましたか。

○国・県・市町村と締結した協定書(協定書に企業名が記されていない場合は、協定を締結している団体の発行する証明書の写し(企業名が記されたもの)を添付する)及び活動実績の証明を添付して下さい。協定書(写し)及び活動実績を証明する証明書等(感謝状等の写し又は協定に基づく出勤に係る報告書又は費用の精算書等(協定相手方の受付印等の確認できるものに限る))の添付のない場合は実績なしとみなし評価しません。

(別記様式11) 過去5年間の国土緑化活動

指定された期間(前年度より過去5年間)の活動ですか。

四国森林管理局管内の国有林又は国有林以外をフィールドとし企業の取組(森林整備等に関する協定を締結している団体に所属も含む)として実施している国土緑化活動ですか。

分収育林、分収造林契約書の写し、企業(団体)の取組として分かる実績証明書等の写しは添付しましたか。(分収育林、分収造林契約に係る実測図の添付は不要です)

○分収育林、分収造林の契約・協定等を実績として記載する場合、契約期間内であることを確認してください。契約期間外である場合実績なしとみなし評価しません。

分収育林契約での申請者で、契約期間の延長又は契約期間満了後の公売が不調(不落等)で契約が継続している場合は、当該分収育林の契約書に契約期間の延長又は公売不調の結果示す証明書の写しを添付して下さい。

○当該企業の参加を証明する写し(主催者発行のものに限る)を必ず添付すること。証明書の添付のない場合は実績なしとみなし評価しません。

(別記様式12) 過去2年間のボランティア活動

- 指定された期間(前年度より過去2年間)の活動ですか。
- 四国森林管理局管内の国有林又は国有林以外をフィールドとし、企業の取組(ボランティアに関する協定を締結している団体に所属も含む)として実施しているボランティア活動ですか。
(平成28年4月1日以降の発注工事より、国有林防災ボランティア制度に関する協定書による活動は災害協定等に基づく活動での評価となります)
- 国有林においては局長、署長等からの感謝状・実績証明書等の写し、国有林以外においては地方公共団体等からの感謝状・実績証明書等の写しを添付しましたか。

○森林の造成・育成に関する活動(植え付け、下刈、間伐、歩道修理等の作業)は、国土緑化活動での実績として評価するので留意して下さい。

○ボランティアの活動場所が、営利を目的とした法人等の営利活動の場となっている場合には評価の対象とならないことがあります。

○様式の表中 4. 主催者名を記入する欄については、当該ボランティア活動を主催した団体(所属する団体名)又は企業名を記載してください。

○感謝状・実績証明書等の写しを添付すること。添付なき場合は実績なしとみなし評価しません。

その他

【その他 1】

電子メール、郵送、持参にて送信する場合の電入システムへ入力する目録の掲載例です。今後、電子メール、郵送、持参にて送信する場合は、以下を参考にして下さい。

平成28年〇月〇日

支出負担行為担当官
四国森林管理局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

競争参加資格確認申請書等の提出について

1 平成28年〇月〇日付けで公告のあった〇〇〇〇〇〇〇〇工事の申請書、資料及び技術提案書について送信容量を超えるため(電子メール、郵送、持参)にて提出させていただきます。

2 提出書類目録

- ① 競争参加資格確認申請書
- ② 競争参加資格確認資料
- ③ 技術提案書

申請方法を選択
(○で囲む)する。

3 提出書類のページ数

- ① 競争参加資格確認申請書.....○ページ
- ② 競争参加資格確認資料.....○ページ
- ③ 業務技術提案書.....○ページ

4 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

送信年月日
会社名
担当者名
電話番号

【その他 2】

※(別記様式2)及び(別記様式3)に係る同種工事の施工実績の考え方について

治山事業の山腹工事又は溪間工事 → 山腹工事、溪間工事のどちらか一方の工事の実績で構いません。

林道等の開設、災害復旧又は改良工事 → 林道等の開設、災害復旧、改良工事のうちの何れかひとつの工事実績が必要となります。

治山事業の溪間工事及び(かつ)林道等の開設、災害復旧又は改良工事 → 治山事業における溪間工事の工事実績と林道等の開設、災害復旧、改良工事のうちの何れかの工事実績の両方の工事実績が必要となります。

(治山事業の山腹工事又は溪間工事)及び(かつ)林道等の開設、災害復旧又は改良工事 → 「治山事業における山腹工事か溪間工事のどちらか一方の工事実績」と「林道等の開設、災害復旧、改良工事のうちの何れかの工事実績」の両方の工事実績が必要となります。

又はの場合、何れかひとつの工事実績が必要であり、及び(かつ)の場合は両方の工事実績が必要となりますので同種工事の実績等の提出にあつては上記を参考にして下さい。

【その他 3】

※一の契約において二つの同種工事を実績として申請する場合(例えば、一の契約において、地すべり防止工事と山腹工事の工種が混合している場合)は、何れの工種(工事実績)においても、最終契約金額を直接工事費の比率で算出した金額が500万円を超えること。500万円以下場合は同種工事と見なしません。(500万円を超える金額とは、林野庁工事成績評定要領の第2評定の対象工事金額)

提出書類の記入もれ、誤字・脱字等はありませんか。今一度確認を！！
各様式は公告日に対応した最新版を使用して下さい。
(ホームページ>公売・入札情報>約款約款・仕様書・入札者注意書・申請書等)

電子入札における不測の事態への備え

@電子入札による入札書受付開始から受付締切までの期間は、入札書の締切日時前の3営業日を標準としています。ICカードの破損、端末の不具合等によるトラブルを考慮し余裕を持って応札願います。

※ 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりです。
農林水産省電子入札ヘルプデスク
受付時間：9時から16時 電話：048-254-6031 FAX：048-254-6041
e-mail：help@maff-ebic.go.jp